

# 市外へ引っ越すときの手続き

区役所等で行う主な手続きをご案内します。  
このほかに手続きが必要な場合があります。

豊平区役所（豊平区平岸 6-10）  
TEL 822-2400 FAX 813-3603  
HP <http://www.city.sapporo.jp/toyohira/>

## 住所変更の手続き

### □ 住民票の転出届

- ※ 引っ越しの決まった日から引っ越し後 14 日以内の間に手続きをしてください。届け出をすると、転出証明書をお渡しします。新しい住所地に住み始めてから 14 日以内に、転出証明書を持参し、転出先の市区町村で転入の手続きをしてください。
- ※ 手続きに必要なものは、届出人の本人確認書類（運転免許証・健康保険証など）、委任状（代理人が手続きする場合）です。
- ※ 転出を取りやめたときは、転出証明書を持参し、転出取消の手続きをしてください。

1 階②～⑧番

戸籍住民課 住民記録係

〈以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は、忘れずに手続きしましょう。〉

### □ 印鑑登録をしている方

印鑑登録証の返還

1 階②～⑧番

戸籍住民課 住民記録係

- ※ 転出日になると自動的に廃止されます。登録証はご自分で廃棄するか、お返しく下さい。

### □ 住民基本台帳カード・マイナンバーカードをお持ちの方

カードの継続利用

転出先の市町村へ

- ※ 通知カードの住所、氏名等の券面記載事項変更はできません。

## 国民健康保険のこと

- ※ 社会保険や共済組合に加入している方は、勤務先へ。
- ※ 社会保険の任意継続をしている方は、加入している健康保険の事務所へ。

### □ 国民健康保険に加入している方

国民健康保険の資格喪失届

1 階⑫⑬番

保険年金課 保険係

## 介護保険・後期高齢者医療のこと

### □ 65 歳以上の方または 40 歳以上で要介護認定を受けている方

介護保険の資格喪失届

1 階⑫⑬番

保険年金課 保険係

### □ 後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

後期高齢者医療の資格喪失届（道外転出）・  
住所変更届（道内転出）

### □ 介護保険に係る一部負担等の減額・減免を受けていた方

介護保険負担限度額認定証等の返還

3 階②番

保健福祉課 給付事務係

- 要介護（要支援）認定を受けていた方

介護保険負担割合証の返還

**3階②番**  
保健福祉課 給付事務係

**国民年金のこと**

- ※ 厚生年金や共済年金に加入している方は、勤務先へ。
- ※ 国民年金の第3号保険者の方は、配偶者の勤務先へ。

- 年金を受給している方

住所変更が必要な場合があります。

転出先の市町村へ

- ※ 共済年金を受給している方は、共済組合へ。
- ※ 海外へ転出される方は、年金係までご相談ください。

**子どものいる方**

- 児童手当を受けている方

消滅届

- ※ 転出先の市町村で札幌市の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。

- 子ども医療費助成受給者証をお持ちの方

受給者証の返還

**3階③番**  
保健福祉課 福祉助成係

- ひとり親家庭等医療費助成を受けている方

受給者証の返還

- 児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方

住所変更届

転出先の市町村へ

- 保育所に入所している子どものいる方

退所届

**3階⑥番**  
健康・子ども課 子ども家庭福祉係

**高齢者福祉・障がい者福祉に関すること**

- 重度心身障がい者医療助成の受給者証をお持ちの方

受給者証の返還

**3階③番**  
保健福祉課 福祉助成係

- 心身障害者扶養共済制度に加入している方

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

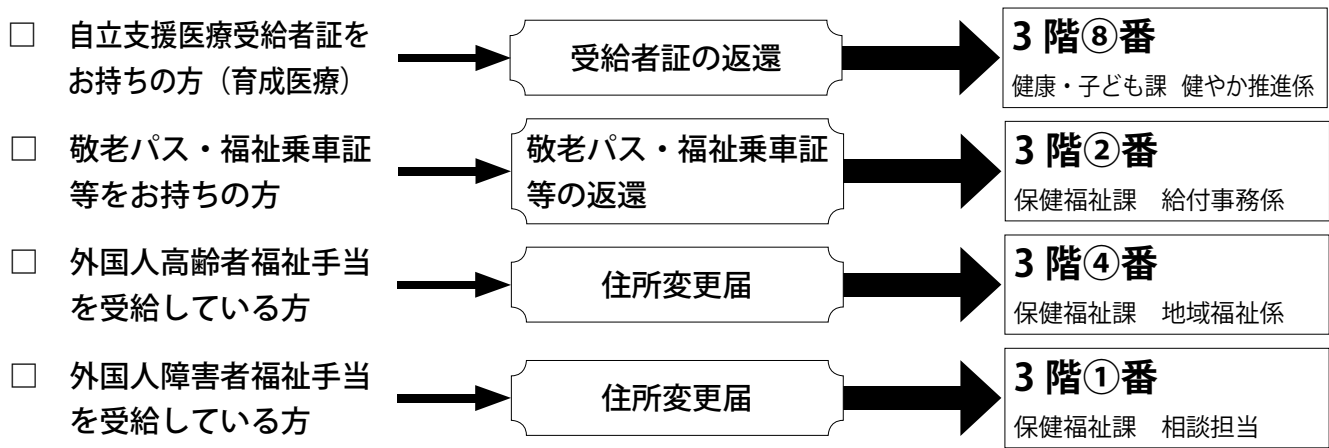
- 特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当を受給している方

住所変更届

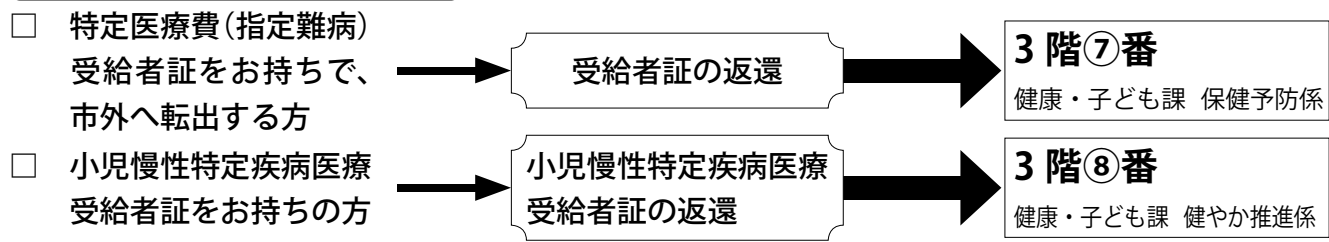
転出先の市町村へ

- 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方

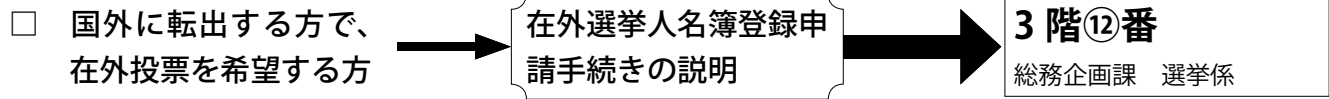
- 自立支援医療受給者証をお持ちの方（更生医療・精神通院医療）



**特定医療に関すること**



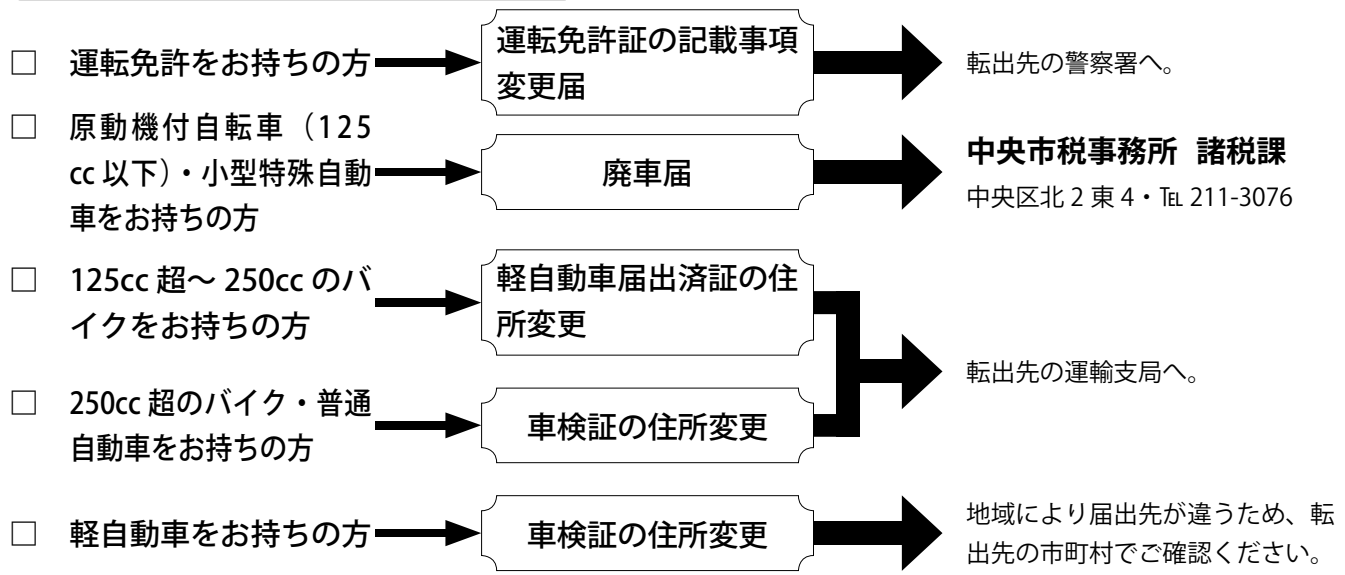
**選挙に関すること**



※ 在外投票とは、外国にいても日本の国政選挙の投票ができる制度のことです。

**区役所以外での手続き**

**自動車やバイクに関すること**



※ 軽自動車税は転出先の市町村へ。また、自動車税は転出先の都道府県へ。

## 不動産に関すること

- 不動産をお持ちの方
- 区内に事務所・事業所・家屋敷（自己または家族が居住する目的で住所外に設けられた独立した住宅）を所有している方

不動産登記の住所変更

不動産を管轄する法務局

※ 豊平区所在の不動産の場合  
**札幌法務局南出張所**  
豊平区平岸 1-22・Tel 824-7411

事務所等の申告

**南部市税事務所 市民税課**

豊平区平岸 5-8・Tel 824-3914

## 市税のこと

- 市税の納税義務者である方で、国外に転出する方

納税管理人の申告

**南部市税事務所 市民税課**

豊平区平岸 5-8・Tel 824-3914

※ 住民税（市・道民税）は、通常、1月1日現在、住民登録のあった市町村において前年の所得をもとに1年分が課税されます。

## その他のこと

- 飼い犬のこと

札幌市で交付された鑑札を持って、新住所地の市町村窓口へ届け出てください。不明点は動物管理センターへ。（西区八軒9東5 Tel 736-6134）

- 市営墓地の使用権をお持ちの方

住所変更届

**札幌市保健所 生活環境課**

中央区大通西 19・Tel 616-2855

- 電気・ガス・電話のこと

使用停止または移転

ご加入の事業者にご確認ください。

- 水道のこと

使用停止

**水道局電話受付センター**

Tel 211-7770

- 郵便物のこと

住所変更

**豊平郵便局** 豊平区美園 3-6

ナビダイヤル 0570-009-948 3番  
※ 1階戸籍住民課備え付けのはがきに住所変更の旨を記載し送付。

